

## ○中津市移住応援給付事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日中地広暦第5号

(趣旨)

第1条 中津市移住応援給付事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日法律第136号)に基づき、引越や移住後の生活環境を整備するために必要な物品を購入する経費に充当するための費用の一部を移住応援給付事業として市が補助することにより、中津市へのUJIターンを促し、地域への定住促進や地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 中津市空き家バンク制度実施要綱(平成19年中津市告示第172号。以下「実施要綱」という。)第2条第5号に規定する制度をいう。
- (2) 空き家 実施要綱第2条第1号に規定する空き家のうち、三光、本耶馬溪町、耶馬溪町又は山国町の地域に存在するもので、空き家バンク制度に登録された空き家、又は空き家マッチングチーム(大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るシステムをいう。)によりマッチングが成立した物件をいう。
- (3) 利用契約 空き家を購入又は賃借し、利用するための契約を締結することをいう。

- (4) 県外移住 県外の市区町村から三光、本耶馬溪町、耶馬溪町又は山国町へ転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する5年以内に市外への転出の可能性が高い転入者及び移住施策の影響が認めがたい転入者を除く。
- (5) 市外移住 県内かつ市外の市区町村から三光、本耶馬溪町、耶馬溪町又は山国町へ転入を届け出ることをいう。ただし、前号と同様に職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する5年以内に市外への転出の可能性が高い転入者及び移住施策の影響が認めがたい転入者を除く。
- (6) 転居 市内に住民票を有する者であって、実施要綱第2条第4号に規定する利用登録希望者のうち、空き家バンク制度により利用契約をした上で、利用契約した住所へ住民票の異動を行うことをいう。
- (7) 定住 将来にわたって市内に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと

ア 県外移住をする予定の者又は県外移住をした者（以下「県外移住者等」という。）のうち、第6条の規定により補助金を申請する日時点で利用契約をした住所へ転入し、及び空き家の利用契約をした日から1年を経過していないこと（空き家の利用契約をしていない場合は中津市へ転入した日から1年を経過していないこと）。

イ 空き家の利用契約を行った市外移住をする予定の者又は市外移住をした者（以下「市外移住者等」という。）のうち、第6条の規定により補助金を申請する日時点で利用契約をした住所へ転入し、及び空き家の利用契約をした日から1年を経過していないこと。

ウ 空き家の利用契約を行った転居をする予定の者又は転居した者（以下「転居者等」という。）のうち、第6条の規定により補助金を申請する日時点で転居をし、及び空き家の利用契約をした日から1年を経過していないこと。

(2) 県外移住者等、市外移住者等が職務上の転勤若しくは出向又は大学進学等に

よる一時的な転入でないこと。

- (3) 定住を誓約できる者であること。
- (4) 中津市移住支援事業費補助金及びUターン住宅改修事業補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。
- (6) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が当該交付の年度内に完了すること。この場合において、補助対象となる住所地への住民票の異動をもって事業完了とするが、第1号に規定する期限内であれば、すでに住民票を異動していても補助対象とする。
- (7) 事業完了後に中津市からのフォローアップに協力ができること。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 空き家の利用契約を行った同一物件において、失効前の中津市移住・定住支援事業補助金交付要綱に定める不動産契約仲介手数料補助事業、中津市ケーブルネットワークサービス加入補助事業、利用者による家財等処分補助事業にかかる補助金の交付をいずれも受けていない者。

（交付の対象及び補助率）

第5条 補助対象事業、補助対象経費、補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業以外に国又は地方公共団体からの補助金が交付される場合は、当該補助に係る部分の経費を除くものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、中津市移住応援給付事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 空き家の契約に係る書類の写し
- (3) 申請する時点で居住している住所地の住民票の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請することができるのは、同一の申請者(同じ世帯の者を含む。)に対して1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定には、規則第5条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、中津市移住応援給付事業費補助金(変更・中止・廃止)申請書(様式第3号)に事業費が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出て、その承認を中津市移住・定住支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をする場合(規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。)

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに中津市移住応援給付事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助金に係る物件の住所へ住民票の異動をしたことが確認できる住民票の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、中津市移住応援給付事業費補助金実績報告書及び添付書類の審査並びに必要な応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が、第7条の規定による補助金交付決定の内容(第8条の規定

による承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中津市移住応援給付事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金は、前条の確定通知書により補助金の額が確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、中津市移住応援給付事業費補助金返還命令書(様式第8号)により、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときの補助金の返還割合は、次のとおりとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして大分県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住から3年未満に市外へ転出した場合

(2) 半額の返還 移住から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助対象事業に係る第9条から第12条までの規定は、この要綱の

失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
移住応援給付事業費	引越又は移住後の生活環境の整備のために必要な物品を購入する等の経費	20万円